

別表第2(各部局共通事項)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	閣議請議(閣議了解、閣議報告を求めるものを含む。)に関する事項(第42号に掲げるものを除く。)	※1
	2	府令の制定に関する事項及び府令の改廃について重要と認められる事項	※1
	3	訓令、告示その他諸規定の制定又は改廃について重要と認められる事項	※1
	4	法律案の提案理由の説明に関する事項	※1
	5	法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理について特に重要と認められる事項	※1
	6	重要政策に関する会議(内閣府設置法第18条に規定するものをいう。以下同じ。)に対する諮問等について重要と認められる事項	※1
	7	審議会、調査会その他各種会議(以下「審議会等」という。)に対する諮問等について特に重要と認められる事項	※1
	8	重要政策に関する会議の答申、意見等について重要と認められる供覧に関する事項	※1
	9	審議会等の答申、決議、要望、建議、意見、勧告、申入れ等について特に重要と認められる供覧に関する事項	※1
	10	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項、第35条の4第1項及び第35条の9第1項に基づく決定に関する事項	会計課長、政策評価広報課長※1
	11	通則法第32条第1項、第35条の6第1項及び第2項並びに第35条の11第1項及び第2項に基づく評価に関する事項	会計課長、政策評価広報課長※1
	12	通則法第35条第1項及び第35条の7第1項に基づく検討に関する事項	会計課長、政策評価広報課長※1
	13	公益法人の設立許可及び取消し並びに公益信託の引受けの許可に関する事項	政策評価広報課長※1
	14	前各号に準ずる事項	※1
事務次官	15	府令の制定(軽易なものに限る。)に関する事項及び府令の改廃に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	16	訓令、告示その他諸規定の制定又は改廃に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	17	法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理について重要と認められる事項(第5号に掲げるものを除く。)	
	18	国会等に対する資料等の提出について重要と認められる事項	
	19	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づく権限の行使又は事務の遂行に関する事項(第47号及び第48号に掲げるものを除く。)	
	20	重要政策に関する会議に対する諮問等に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	21	審議会等に対する諮問等に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	22	重要政策に関する会議の答申、意見等の供覧に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	23	審議会等の答申、決議、要望、建議、意見、勧告、申入れ等の供覧に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	24	通則法第28条第1項に基づく認可に関する事項	政策評価広報課長
	25	通則法第30条第1項、第35条の5第1項及び第35条の10第1項に基づく認可及び第38条第1項に基づく承認に関する事項	会計課長、政策評価広報課長
	26	独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定に関する事項	会計課長、政策評価広報課長
	27	陳情、要望等の供覧及び回答について重要と認められる事項	
	28	訴訟(訴訟代理人の指定(人事異動に伴う指定の変更を除く。))を含む。)に関する事項	
	29	不服申立てに対する決定又は裁決に関する事項	
	30	補助金等の交付要綱の決定及び同要綱に基づく交付決定について重要と認められる事項	会計課長
	31	補助金等の交付決定の取消し、返還等について重要と認められる事項	会計課長
	32	補助金等の交付に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を他の目的に使用する場合の承認について重要と認められる事項	会計課長
	33	調査等の委託要綱の決定及び委託の決定について重要と認められる事項	会計課長
	34	各種国際会議への加入及び分担金の負担に関する事項	会計課長、企画調整課長
	35	公益法人の定款(寄附行為)変更の認可、基本財産又は残余財産の処分の認可、解散届出の受理に関する事項(第73号に掲げるものを除く。)	政策評価広報課長

	36	公益信託の受託者及び信託管理人の解任及び選任並びに辞任の許可、公益信託の変更に関する事項、信託の併合、吸収信託分割、新規信託分割及び保存行為等の範囲を超える行為の許可、検査役の選任、信託財産管理命令及び信託財産法人管理命令に関する事項、信託財産管理者等の辞任の許可及び解任、信託の終了の請求に関する事項	政策評価広報課長
	37	公益法人又は公益信託の事業状況等の監督、検査等に関する事項(第74号に掲げるものを除く。)	政策評価広報課長
	38	認可法人の定款変更の認可に関する事項(第77号に掲げるものを除く。)	
	39	統計法(平成19年法律第53号)第4条第8項の規定に基づく報告、第9条第1項及び第11条第1項の規定に基づく承認申請並びに第29条第3項及び第30条第2項に基づく通知に関する事項	企画調整課長
	40	特定秘密に関する事項(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下この号において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく特定秘密の指定、法第4条第1項の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間の設定、法第4条第2項及び第4項の規定に基づく特定秘密の指定の有効期間の延長、法第4条第7項の規定に基づく特定秘密の指定の解除、法第17条の規定に基づく適性評価に係る権限及び事務の委任、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)第12条第1項第4号の規定に基づく特定秘密の取扱者の範囲の決定、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)の規定に基づく独立公文書監理監に特定秘密を提供できない理由の疎明並びに内閣府本府特定秘密保護規程(平成26年内閣府訓令第54号)第40条の規定に基づく緊急廃棄に係る承認に関する事項を除く。)	
	41	前各号に準ずる事項	
部局長※2	42	質問主意書の答弁書の延期に係る閣議請議	総務課長
	43	府令の改廃(軽易なものに限る。)に関する事項	総務課長
	44	訓令、告示その他諸規定の制定又は改廃(軽易なものに限る。)に関する事項	総務課長
	45	法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	総務課長(軽易な案件を除く。)
	46	国会等に対する資料等の提出に関する事項(第18号に掲げるものを除く。)	
	47	個人情報保護法の規定(第4章の2に掲げるものを除く。)に基づく権限の行使又は事務の遂行に関する事項(軽易なものに限る。)	総務課長
	48	個人情報保護法第4章の2の規定に基づく権限の行使又は事務の遂行に関する事項	総務課長
	49	重要政策に関する会議に対する諮問等(軽易なものに限る。)に関する事項	
	50	審議会等に対する諮問等(軽易なものに限る。)に関する事項	
	51	重要政策に関する会議の答申、意見等(軽易なものに限る。)の供覧に関する事項	
	52	審議会等の答申、決議、要望、建議、意見、勧告、申入れ等(軽易なものに限る。)の供覧に関する事項	
	53	審議会等の開催通知に関する事項	
	54	通則法第44条第3項に基づく承認、第45条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第48条第1項に基づく認可並びに第47条第1号及び第2号の規定に基づく指定に関する事項	会計課長、政策評価広報課長
	55	通則法第64条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査に関する事項	総務課長、会計課長
	56	通則法第35条の3第1項(通則法第35条の8において準用する場合を含む。)の規定に基づく違法行為等の是正に関する事項	総務課長
	57	内閣府後援(協賛)名義使用の承認に関する事項	総務課長(定例的と認められる事項を除く。)
	58	陳情、要望等の供覧及び回答に関する事項(第27号に掲げるものを除く。)	総務課長
	59	祝辞、あいさつ等の下付に関する事項(外局からの上申によるものを除く。)	大臣官房長(軽易な案件を除く。)、総務課長
	60	表彰状、賞状等の交付について定例的であると認められる事項(外局からの上申によるものを除く。)	人事課長
	61	訴訟(人事異動に伴う訴訟代理人の指定の変更に限る。)に関する事項	総務課長
	62	重要政策に関する会議並びに特別の機関の議員、委員、副本部長及び本部員の旅行命令に関する事項(国務大臣である者に係るものは、会議の開催に係る場合に限る。)	人事課長
	63	補助金等の交付要綱の決定に関する事項(第30号に掲げるものを除く。)	総務課長(一部改正案件を除く。)、会計課長
	64	補助金等の交付要綱に基づく交付決定に関する事項(第30号に掲げるものを除く。)	会計課長
	65	補助金等の交付決定の取消し、返還等に関する事項(第31号に掲げるものを除く。)	会計課長

66	補助金等の交付に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を他の目的に使用する場合の承認に関する事項(第32号に掲げるものを除く。)	会計課長
67	補助金等の交付に係る補助事業等の実績報告書の審査及び補助金等の額の確定に関する事項	会計課長
68	補助金等の交付に係る補助事業等の遂行命令及び遂行の一時停止命令に関する事項	会計課長
69	補助金等に係る補助事業等の監督、検査等に関する事項	会計課長
70	調査等の委託要綱の決定に関する事項(第33号に掲げるものを除く。)	総務課長(一部改正案件を除く。)、 会計課長
71	調査等の委託の決定に関する事項(第33号に掲げるものを除く。)	会計課長
72	委託費の実施要領等に関する事項	会計課長
73	公益法人の定款(寄附行為)変更の認可(軽易なものに限る。)に関する事項	政策評価広報課長
74	公益法人又は公益信託の事業状況等の監督、検査等に関する事項(軽易なものに限る。)	政策評価広報課長
75	公益法人又は公益信託の届出又は報告の受理に関する事項	
76	公益法人又は公益信託の各種証明に関する事項	政策評価広報課長
77	認可法人の定款変更の認可(軽易なものに限る。)に関する事項	総務課長
78	統計法第15条第1項の規定に基づく立入検査、第19条第1項及び第21条第1項の規定に基づく承認申請、第21条第3項及び第26条第1項の規定に基づく通知、第29条第1項及び第2項並びに第30条第1項の規定に基づく協力の要請、第32条の規定に基づく調査票情報の利用及び第33条第1項及び第33条の2第1項の規定に基づく調査票情報の提供に関する事項	企画調整課長
79	統計法第27条第2項の規定に基づく事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることに関する事項	
80	統計法第34条第1項の規定に基づく委託による統計の作成、第35条の規定に基づく匿名データの作成及び第36条第1項の規定に基づく匿名データの提供に関する事項	会計課長、企画調整課長
81	公用旅券の発給の請求及び返納に関する事項	企画調整課長
82	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第12条の規定に基づく権限の行使に関する事項	
83	登録免許税法(昭和42年法律第35号)第26条第1項、第28条第1項、第31条第1項及び第32条に基づく通知並びに第31条第3項に基づく証明に関する事項	
84	前各号に準ずる事項	

※1 特命担当大臣の専決処理に係る事項のうち、内閣府における一体性の確保の必要があるもの等については、内閣官房長官に合議する。

※2 大臣官房にあっては、第45号のうち軽易な案件、第57号のうち定例的と認められる事項、第63号のうち一部改正案件、第70号のうち一部改正案件、第73号、第75号及び第81号を除き、大臣官房長とする。また、国会等移転審議会事務局にあっては国会等移転審議会事務局次長とし、北方対策本部にあっては北方対策本部審議官とし、子ども・子育て本部にあっては子ども・子育て本部統括官とし、官民人材交流センターにあっては官民人材交流副センター長とする。

別表第3(大臣官房総務課関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
事務次官	1	「国民安全の日」の実施その他これに準ずる事項に関する事項	
	2	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第44条第3項の規定に基づく権限の委任に関する事項(外局からの上申によるものに限る。)	
大臣官房総務課長	3	府令(外局から上申によるものに限る。)の制定又は改廃に関する事項	
	4	府令、訓令、告示等の正誤に関する事項	
	5	祝辞、あいさつ等の下付に関する事項(外局からの上申によるものに限る。)	
	6	都道府県知事の異動の通知、職印の制定、改廃等の通知の受理に関する事項	
	7	前各号に準ずる事項	

別表第4(大臣官房人事課関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官	1	課長(これと同等の官職を含む。以下同じ。)以上の官職を占める職員の任免に関する事項	
	2	顧問及び参与の任免に関する事項	
	3	審議会等の機関の委員、議員、臨時委員、特別委員、審査委員及び参与の任免に関する事項(両議院の同意又は承認を要するもの及び第25号に掲げるものを除く。)	
	4	独立行政法人及び特殊法人の役員等の任免に関する事項	
	5	前各号に準ずる事項	
事務次官	6	幹部職員の任用等に関する政令(平成26年政令第191号)第3条第1項の規定に基づく標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報の提出に関する事項	
	7	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の2第3項の規定に基づく幹部候補者名簿の提示の求めに関する事項	
	8	国家公務員法第61条の4の規定に基づく幹部職員の任免協議等に関する事項	
	9	調査官及び企画官(これと同等の官職を含む。以下同じ。)の任免に関する事項	

	10	課長補佐(これと同等の官職を含む。以下同じ)の官職を占める職員の任免に関する事項	
	11	課長以上の官職を占める職員の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第7条の規定による俸給の決定に関する事項	
	12	特別職の職員の俸給の決定に関する事項	
	13	重要政策に関する会議の委員、議員、専門委員及び幹事の任免に関する事項(委員及び議員については国务大臣である者に係るものに限る。)	
	14	職員の永年勤続の表彰に関する事項	
	15	国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2の規定に基づく定年前に退職する意思を有する職員の募集及び応募による退職が予定されている職員である旨の認定等に関する事項	
	16	内閣府本府幹部候補育成課程実施規程(平成26年内閣府訓令第46号。以下「育成課程規程」という。)第4条第4項の規定に基づく課程における育成の対象となるべき者の選定	
	17	育成課程規程第7条第2項、同条第3項及び第8条第2項の規定に基づく引き続き課程対象者としてしないことの決定	
	18	育成課程規程第11条第2項の規定に基づく課程を終了させることの決定	
	19	前各号に準ずる事項	
大臣官房長	20	係長(これと同等の官職を含む。以下同じ。)以下の官職を占める職員の任免に関する事項	
	21	客員主任研究官、客員研究員及び調査員等の任免に関する事項	
	22	調査官及び企画官の官職を占める職員の給与法第7条の規定による俸給の決定に関する事項	
	23	課長補佐の官職を占める職員の給与法第7条の規定による俸給の決定に関する事項	
	24	給与法第19条の7の規定による勤勉手当の決定に関する事項	
	25	審議会等の機関の委員、議員、専門委員及び幹事の任免に関する事項(委員及び議員については国务大臣又は国の行政機関の職員である者に係るものに限る。)	
	26	国家公務員災害補償法第3条の規定による補償の実施に関する事項	
	27	課長相当職以上の官職を占める職員の研修の受講命令に関する事項	
	28	前各号に準ずる事項	
大臣官房人事課長	29	係長以下の官職を占める職員の給与法第7条の規定による俸給の決定に関する事項	
	30	課長以上の官職への任用審査の申請に関する事項	
	31	任用候補者の提示の請求及びその選択結果の通知に関する事項	
	32	兼業及び営利企業への就職の承認に関する事項	
	33	表彰状、賞状等の交付について定例的であると認められる事項(外局からの上申によるものに限る。)	
	34	給与の協議及び報告に関する事項	
	35	給与法第8条の規定による級別定数の設定又は改定に関する事項	
	36	給与法第22条の規定による非常勤職員の給与の決定に関する事項	
	37	退職手当の通知に関する事項	
	38	恩給給与規則(大正12年勅令第369号)の規定による恩給請求書の裁定庁への進達に関する事項及び恩給受給権者の身分異動の通知に関する事項	
	39	任用の照会及び回答に関する事項	
	40	職員の研修の受講命令に関する事項(課長相当職以上の官職を占める職員の研修の受講命令に関する事項を除く。)	
	41	人事統計報告に関する事項	
	42	人事に関する証明に関する事項	
	43	前各号に準ずる事項	

別表第5(大臣官房会計課関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官	1	予算及び決算の説明に関する事項	
	2	歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積りに関する書類の作製、送付等に関する事項	
	3	予定経費要求書等の作製、送付等に関する事項	
	4	補正予算、暫定予算要求書の作製、送付等に関する事項	
	5	各目明細書の作製、送付に関する事項	
	6	財政法(昭和22年法律第34号)第35条第2項に規定する予備費の使用に関する調書の作製、送付等に関する事項	
	7	歳入、歳出、決算報告書、国の債務に関する計算書及び継続費決算報告書に関する事項	
	8	会計検査院の検査報告に対する答弁又は措置に関する事項	
	9	会計に関係ある犯罪が発覚したときの通知又は報告に関する事項(第23号に掲げるものを除く。)	
	10	債権現在額報告書の作製、送付に関する事項	
	11	前各号に準ずる事項	
事務次官	12	契約審査委員の指定に関する事項	
	13	一般競争参加者の資格に関する事項(第40号に掲げるものを除く。)	

	14	指名競争参加者の資格及び指名基準に関する事項(第40号に掲げるものを除く。)	
	15	予算執行職員から提出された意見の表示に対する措置に関する事項	
	16	予算執行職員又は物品管理職員が故意又は重大な過失によりその義務に違反して国に損害を与えたと認められたときの弁償命令及び通知に関する事項	
	17	現金、有価証券その他の財産を亡失したときの通知又は報告に関する事項	
	18	出納職員が現金を亡失し、国に損害を与えたとときの弁償命令に関する事項	
	19	国の債権の徴収停止、内容の変更、免除等に関する一般的基準の設定及び一件100万円以上のものの個別承認に関する事項	
	20	歳入徴収官等が行う国の債権の管理に関する事務のうち徴収停止、内容の変更、免除等に関する事項	
	21	国有財産の管理及び処分について重要と認められる事項	
	22	国設宿舎(公邸に限る。)の設置について重要と認められる事項	
	23	会計に関係ある犯罪が発覚したときの通知又は報告に関する事項(外局にかかる事項に限る。)	
	24	前各号に準ずる事項	
大臣官房会計課長	25	歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、契約担当官、出納官吏、出納員、物品管理官等各種法令の規定に基づく会計機関(代理官、分任官及び補助者を含む。)の設置及び改廃に関する事項	
	26	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)の規定に基づく監督職員又は検査職員の任命に関する事項	
	27	予算決算及び会計令の規定に基づく出納官吏等の検査員に関する事項	
	28	物品管理法施行令(昭和31年政令第339号)第44条に規定する物品管理官吏の検査に関する事項	
	29	都道府県の長又は吏員が国の歳入、歳出、歳入歳出外現金、支出負担行為、支出負担行為の確認契約(支出負担行為に係る契約を除く。)並びに債権及び物品の管理に関する事務を行うこととなることに関する事項	
	30	予算の移用、流用、移替え及び科目設置に関する事項	
	31	支出負担行為実施計画に関する事項	
	32	支払の計画及び支出負担行為の計画に関する事項	
	33	財政法第36条第1項に規定する予備費の使用に関する調書の作製、送付等に関する事項	
	34	繰越明許費の翌年度にわたる債務負担に関する事項	
	35	繰越しに関する事項	
	36	年度開始前の資金交付に関する事項	
	37	前金払及び概算払の協議に関する事項	
	38	前渡資金の手持限度額及び手持保管額に関する事項	
	39	歳入歳出外の国庫内移換えに関する事項	
	40	徴収、支出総報告書に関する事項	
	41	一般競争又は指名競争契約に係る有資格者の名簿作成に関する事項	
	42	契約についての協議及び報告に関する事項(第13号及び第14号に掲げるものを除く。)	
	43	監督及び検査の実施についての細目に関する事項	
	44	国の債権の管理に関する事項(第20号に掲げるものを除く。)	
	45	物品の分類に関する事項	
	46	物品の分類換及び管理換に関する事項	
	47	物品の不用決定の承認に関する事項	
	48	物品の亡失又は損傷等の通知に関する事項	
	49	物品管理法を準用する動産の指定に関する事項	
	50	物品増減及び現在額報告書に関する事項	
	51	物品使用職員の弁償責任の裁定に関する事項	
	52	物品使用職員に対する弁償命令に関する事項	
	53	物品の無償貸付及び譲与に関する事項	
	54	国有財産に関する各種報告書に関する事項	
	55	国有財産の管理及び処分に関する事項(第21号に掲げるものを除く。)	
	56	国設宿舎(公邸に限る。)の設置、維持及び管理に関する事項(第22号に掲げるものを除く。)	
	57	営繕に関する事項	
	58	特別調達資金に関する事項	
	59	電話に関する事項	
	60	安全管理に関する事項	
	61	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の規定に基づく企業会計の慣行を参考とした書類に関する事項	
	62	金銭の寄附の申出に関する事項	
	63	前各号に準ずる事項	

別表第6(大臣官房企画調整課関係)

専決権者	番号	専決事項	項合	議者
事務次官	1	迎賓館の使用手続に関する事項(第2号に掲げるものを除く。)		

大臣官房企画調整課長	2	迎賓館の使用手続に関して定例的であると認められる事項	総務課長
------------	---	----------------------------	------

別表第7(大臣官房公文書管理課関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
大臣官房長	1	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)第14条第2項の規定による国の機関との合意に関する事項	
	2	独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令(平成13年内閣府令第14号)第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づく指定に関する事項	会計課長
	3	前各号に準ずる事項	
大臣官房公文書管理課長	4	公文書管理法第8条第2項の規定による協議に関する事項及び同条第4項の規定による保存の求めに関する事項(軽易なものに限る。)	
	5	公文書管理法第14条第3項の規定に基づく意見の聴取及び同条第4項の規定に基づく移管に関する事項	
	6	公文書管理法第25条の協議に関する事項(軽易なものに限る。)	

別表第8(大臣官房政府広報室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官	1	広報の年間計画に関する事項	会計課長
	2	国政モニター制度の運営方針に関する事項	会計課長
	3	前各号に準ずる事項	
事務次官	4	広報の実施について重要と認められる事項	
	5	前各号に準ずる事項	
大臣官房政府広報室長	6	政府刊行物普及協議会委員の委嘱に関する事項	
	7	広報・広聴の実施に関する事項(第5号及び第6号に掲げるものを除く。)	
	8	前各号に準ずる事項	

別表第9(大臣官房厚生管理官関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
事務次官	1	能率増進計画の決定に関する事項	人事課長
大臣官房厚生管理官	2	保健に関する事項	
	3	レクリエーションに関する事項	
	4	厚生に関する事項	
	5	国設宿舎の設置、維持及び管理に関する事項(大臣官房会計課長の所掌に属するものを除く。)	
	6	児童手当に関する事項(児童手当の認定に関する事項を除く。)	
	7	前各号に準ずる事項	

別表第10(大臣官房拉致被害者等支援担当室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官	1	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14年法律第143号)第2条第1項第1号の規定に基づく認定に関する事項	
大臣官房長	2	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第14条の規定に基づく厚生労働大臣又は日本年金機構に対する情報の提供に関する事項	
	3	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則(平成14年内閣府令第86号)第8条第1項の規定に基づく決定及び通知(第15条、第21条、第25条、第29条、第33条又は第35条において準用する場合を含む。)、第8条第2項の規定に基づく額の改定及び通知(第15条又は第21条において準用する場合を含む。)、第9条第1項の規定に基づく決定の取消し及び同条第2項の規定に基づく通知(第15条、第21条、第25条、第29条又は第33条において準用する場合を含む。)、第10条第4項の規定に基づく通知(第15条において準用する場合を含む。)、第10条第5項の規定に基づく減額又は停止の取消し(第15条において準用する場合を含む。)、第11条第6項の規定に基づく一時差し止め(第15条、第21条又は第29条において準用する場合を含む。)、第14条第1項の規定に基づく停止及び同条第2項の規定に基づく通知、第20条第4項の規定に基づく通知並びに同条第5項の規定に基づく減額又は停止の取消しに関する事項	

別表第11(大臣官房公益法人行政担当室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第60条の規定に基づく都道府県知事への指示に関する事項	
事務次官	2	認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づく公益認定の取消し並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第131条第1項の規定に基づく認可の取消し及び第109条第1項(第131条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく登記を怠ることによる認定及び認可の取消しに関する事項	

公益法人行政 担当室長	3	認定法第27条第1項の規定に基づく第6条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に係る報告徴収及び立入検査、第28条第1項の規定に基づく勧告及び第28条第3項の規定に基づく命令並びに整備法第129条第1項に基づく勧告及び第129条第2項の規定に基づく命令に関する事項	総務課長
	4	認定法第5条の規定に基づく公益認定、第11条第1項の規定に基づく認定及び第25条第2項の規定に基づく認可、整備法第100条の規定に基づく認定、第109条第1項(第131条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく催告、第117条の規定に基づく認可及び第125条第2項の規定に基づく認可に関する事項	
	5	前各号に準ずる事項	
公益法人行政 担当室参事官	6	認定法及び整備法の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等に対する処理(軽易なものに限る。)に関する事項	

別表第12(大臣官房番号制度担当室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
番号制度担当 室長	1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム(以下「開示システム」という。)について重要と認められる事項	
番号制度担当 室参事官	2	開示システムに関する事項(前号に規定する事項を除く。)	

別表第13(大臣官房アイヌ施策推進室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。)第10条第9項の規定に基づく認定、第11条第1項の規定に基づく変更の認定(第4号に掲げるものを除く。)及び第14条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	※
アイヌ施策推 進室長	2	アイヌ施策推進法第10条第11項の規定に基づくアイヌ施策推進地域計画の認定をしようとする場合における都道府県の知事への通知に関する事項	
	3	アイヌ施策推進法第10条第13項の規定に基づく意見の聴取に関する事項	
	4	アイヌ施策推進法第11条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、特別の措置の変更及び追加を伴わないアイヌ施策推進地域計画の変更の認定に関する事項	総務課長
	5	アイヌ施策推進法第12条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	6	アイヌ施策推進法第13条第1項の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長
	7	前各号に準ずる事項	

※ アイヌ施策推進法第10条第2項第2号に掲げる事業に関するものについては、会計課長に合議する。

別表第14(政策統括官関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「促進法」という。)第69条の規定に基づく所轄庁への指示のうち、第67条の規定に基づく認定の取消し又は特例認定の取消しに関する事項	
	2	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第62条第2項の規定に基づく命令及び第67条の規定に基づく認可に関する事項	
	3	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号。以下「休眠預金等活用法」という。)第18条第1項及び第5項の規定に基づく基本方針の策定及び変更、第19条第1項及び第3項の規定に基づく基本計画の策定及び変更、第20条第1項の規定に基づく指定、第32条第1項の規定に基づく許可(民間公益活動促進業務の全部を廃止する場合に限る。)並びに第33条第1項の規定に基づく取消し及び命令に関する事項(第24号に掲げるもの)	
	4	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第3号、第4号及び第5号の規定に基づく指定に関する事項	
	5	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第6条第1項の規定に基づく指定及び第17条第1項の規定に基づく指定の取消しに関する事項	
	6	活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第2条第1項の規定に基づく指針の策定並びに第3条第1項、第13条第1項及び第23条第1項の規定に基づく指定に関する事項	
	7	台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和33年法律第72号)第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づく指定並びに第13条第1項の規定に基づく決定に関する事項	
	8	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく指定及び第9条第2項の規定に基づく国民に対する周知に関する事項	
	9	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項及び第10条第1項の規定に基づく指定に関する事項	
	10	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第3条第1項の規定に基づく指定に関する事項	

	11	首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第3条第1項及び第7条第1項の規定に基づく指定に関する事項	
	12	沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下この表において「振興法」という。)第3条の2第1項及び第6項の規定に基づく決定、第4条第7項及び第9項、第6条第7項及び第8項、第28条第7項及び第8項、第35条第6項及び第7項並びに第41条第7項及び第8項の規定に基づく変更の求め、第7条第2項、第29条第2項、第35条の2第2項、第42条第2項及び第55条の5の規定に基づく措置の求め、第7条第3項、第29条第3項、第35条の2第3項及び第42条第3項の規定に基づく勧告、第12条第2項、第13条第2項及び第4項、第55条の2第5項、第55条の3第2項並びに第55条の6第1項の規定に基づく認定及び認定の取消し、第26条の規定に基づく指定並びに第55条第1項、第4項及び第5項の規定に基づく指定、指定の解除及び区域の変更に関する事項	
	13	沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号)第12条第1項及び第5項の規定に基づく指定及び指定の区域の変更、第18条の2第1項及び第5項の規定に基づく指定、指定の解除及び区域の縮小、第26条第1項及び第5項の規定に基づく指定及び区域の変更並びに第27条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく方針の策定及び変更に関する事項	
	14	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第2条第10号及び第11号の規定に基づく指定並びに第23条第1項の規定に基づく勧告及び報告徴収に関する事項	
	15	前各号に準ずる事項	
事務次官	16	PFI法第58条第1項及び第59条の規定に基づく認可に関する事項	
	17	休眠預金等活用法第23条第1項の規定に基づく認可、同条第3項の規定に基づく命令及び第32条第1項の規定に基づく許可に関する事項(第3号及び第28号に掲げるものを除く。)	
	18	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)第36条第1項、第39条第4項、第52条第3項、第57条第1項及び第60条第1項の規定に基づく認可並びに第39条第7項の規定に基づく命令並びに第45条第1項の規定に基づく認定並びに第58条第1項の規定に基づく承認に関する事項(第30号に掲げるものを除く。)	
	19	被災者生活再建支援法第11条第1項の規定に基づく認可及び同条第2項の規定に基づく基金の業務規程の変更命令に関する事項	
	20	「防災の日」の実施に関する事項	
	21	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第13条第1項の規定に基づく防災訓練に関する計画の作成に関する事項	
	22	原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設の指定に関する事項(第37号に掲げるものを除く。)	
政策統括官	23	促進法第32条の規定に基づく残余財産の国庫への受入れに関する事項	会計課長
	24	促進法第69条の規定に基づく所轄庁への指示のうち、第65条第1項の規定に基づく勧告及び同条第4項の規定による命令、第66条第1項の規定に基づく命令等に関する事項	
	25	PFI法第15条の3の規定に基づく公共施設等の管理者等に対する報告の徴収並びに助言及び勧告、第34条第1項及び第52条第2項の規定に基づく認可、第54条第2項及び第56条第1項の規定に基づく意見、第63条第1項に基づく報告の徴収及び立入検査並びに第65条第1項の規定に基づく評価に関する事項	
	26	PFI法第35条の規定に基づく出資に関する事項	会計課長
	27	公共施設等運営権登録令(平成23年政令第356号。以下「登録令」という。)第3条の規定に基づく公共施設等運営権の登録(第35条及び第36条の規定に基づく設定の登録(当該登録に伴う公共施設等運営権登録令施行規則(平成23年内閣府令第66号。以下「登録令施行規則」という。)第42条及び第47条第1項の規定に基づく記録を含む。)、第37条及び第38条第1項の規定に基づく抹消(当該抹消に伴う登録令施行規則第42条、第45条及び第51条各項の規定に基づく記録、第45条の規定に基づく閉鎖並びに第51条第2項の規定に基づく抹消を含む。)、第38条第2項の規定に基づく行使の停止及びその停止の解除の登録並びに公共施設等運営権の移転の登録(当該登録に伴う登録令施行規則第47条第1項及び第50条の規定に基づく登録を含む。))その他登録記録の閉鎖を伴う登録(登録令施行規則第5条第3項の規定に基づく閉鎖及び第7条の規定に基づく記録を除く。))に限る。)及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の登録(登録令第37条及び第38条第1項の規定に基づく抹消に伴う登録令施行規則第46条各項の規定に基づく記録(同条第2項の規定に基づく記録について、第62条第3項の規定により準用される第62条第1項の規定に基づく記録を含む。))に限る。)に関する事項	
	28	休眠預金等活用法第18条第5項及び第19条第3項の規定に基づく変更(輕易なものに限る。))に関する事項	総務課長
	29	休眠預金等活用法第23条第1項の規定に基づく認可(輕易なものに限る。)、第26条第1項の規定に基づく認可、第29条第2項2号の規定に基づく指定及び同条第4項の規定に基づく事項の策定、第30条及び第31条の規定に基づく命令、第43条第1項の規定に基づく報告等の徴収(指定活用団体に係るものに限る。))並びに第44条第1項の規定に基づく立入検査(指定活用団体に係るものに限る。))に関する事項	

	30	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号)第36条第1項、第39条第4項、第52条第3項及び第60条第1項の規定に基づく認可並びに第45条第1項の規定に基づく認定(軽易なものに限る。)に関する事項	総務課長
	31	原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令(平成23年内閣府・文部科学省・経済産業省令第1号)第22条第2項に基づく承認に関する事項	
	32	災害対策基本法第30条第1項の規定に基づく職員の派遣のあっせんに関する事項	
	33	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第4条第2項の規定に基づく地方公共団体に対する勧告等に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	34	原災法第4条第3項の規定に基づく原子力事業者に対する指導等に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	35	原災法第7条第4項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の命令に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	36	原災法第11条第6項の規定に基づく放射線測定設備の改善等の措置命令に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	37	原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設の指定(軽易なものに限る)に関する事項	総務課長
	38	原災法第12条第2項の規定に基づく意見の聴取に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	39	原災法第12条第6項及び第13条第3項の規定に基づく意見の聴取に関する事項	総務課長
	40	原災法第13条の2第2項の規定に基づく意見の聴取の回答に関する事項(第91号に掲げるものを除く。)	
	41	原災法第28条第3項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第30条第1項の規定に基づく職員の派遣のあっせんに関する事項	
	42	原災法第31条の規定に基づく報告の徴収に関する事項(第92号に掲げるものを除く。)	
	43	原災法第32条第1項の規定に基づく立入検査に関する事項(第93号に掲げるものを除く。)	
	44	被災者生活再建支援法第15条の規定に基づく報告の徴収及び第16条の規定に基づく命令に関する事項	
	45	電波法(昭和25年法律第131号)第6条の規定に基づく中央防災無線網に係る無線局(以下「中防無線」という。)についての免許の申請及び第13条の規定に基づく再免許の申請に関する事項	
	46	指定公共機関等の長との間の中防無線の開設等に関する協定の締結に関する事項	
	47	振興法第43条第1項及び第3項の規定に基づく認定及び認定の取消しに関する事項	
	48	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第6項の規定に基づく指定の解除及び区域の変更並びに第18条の2第6項の規定に基づく指定の解除に関する事項	総務課長
	49	多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号。以下「多極法」という。)第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づく同意に関する事項	会計課長
	50	多極法第12条第1項及び第2項の規定に基づく組織に関する事項	
	51	前各号に準ずる事項	
政策統括官付 参事官	52	PFI法第15条の2第2項の規定に基づく確認の求めに対する回答、同条第3項の規定に基づく確認の求め、同条第4項の規定に基づく通知、同条第5項の規定に基づく報告、同条第6項の規定に基づく助言に関する事項	
	53	登録令第3条の規定に基づく公共施設等運営権の登録(第35条及び第36条の規定に基づく設定の登録(当該登録に伴う登録令施行規則第42条及び第47条第1項の規定に基づく記録を含む。)、第37条及び第38条第1項の規定に基づく抹消(当該抹消に伴う登録令施行規則第42条、第45条及び第51条各項の規定に基づく記録、第45条の規定に基づく閉鎖並びに第51条第2項の規定に基づく抹消を含む。)、第38条第2項の規定に基づく行使の停止及びその停止の解除の登録並びに公共施設等運営権の移転の登録(当該登録に伴う登録令施行規則第47条第1項及び第50条の規定に基づく記録を含む。))その他登録記録の閉鎖を伴う登録(登録令施行規則第5条第3項の規定に基づく閉鎖及び第7条の規定に基づく記録を除く。))及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の登録(登録令第37条及び第38条第1項の規定に基づく抹消に伴う登録令施行規則第46条各項の規定に基づく記録(同条第2項の規定に基づく記録について、第62条第3項の規定により準用される第62条第1項の規定に基づく記録を含む。))に関する事項	
	54	登録令第10条の規定に基づく登録記録の回復に必要な処分にに関する事項	
	55	登録令第14条第3項の規定に基づく受付番号の付番に関する事項	
	56	登録令第15条の規定に基づく受付番号の順序による登録(登録令施行規則第32条による場合を含む。)に関する事項	
	57	登録令第16条の規定に基づく登録済証の交付に関する事項	
	58	登録令第18条第1項及び第2項の規定に基づく通知に関する事項	
	59	登録令第19条の規定に基づく調査に関する事項	
	60	登録令第20条の規定に基づく申請の却下及び補正期間の定めに関する事項	

61	登録令第30条第1項の規定に基づく登録の更正及び第30条各項の規定に基づく通知に関する事項	
62	登録令第33条第1項の規定に基づく期間の定め及び通知、同条第2項の規定に基づく公告、同条第3項の規定に基づく異議の却下及び通知並びに同条第4項の規定に基づく登録の抹消に関する事項	
63	登録令第39条第3項(第43条及び第44条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく共同担保目録の作成及び第48条第3項の規定に基づく信託目録の作成に関する事項	
64	登録令第52条の規定に基づく信託の変更の登録に関する事項	
65	登録令第61条第2項、第63条第3項及び第65条の規定に基づく登録の抹消に関する事項	
66	登録令第66条第1項及び第2項の規定に基づく交付に関する事項	
67	登録令第66条第3項の規定に基づく登録簿の附属書類の閲覧に関する事項	
68	登録令施行規則第5条及び第6条の規定に基づく登録の移記、転写及び閉鎖に関する事項	
69	登録令施行規則第7条、第8条第3項、第30条第1項(同条第2項の規定による記載及び同条第3項において準用する場合を含む。)、第42条、第43条、第47条第1項(同条第2項の規定により符号を付す場合を含む。)、第50条、第51条第1項及び第2項、第52条、第55条、第56条、第57条第2項(同条第3項の規定により符号を付す場合を含む。)、第57条第4項、第58条第1項(同条第2項の規定による記載を含む。)、第59条第1項及び第2項、第60条各項、第61条第2項、第62条第1項及び第2項、第64条各項、第65条第1項(目録番号を付すことを含む。)、第65条第2項並びに第68条の規定に基づく記録に関する事項	
70	登録令施行規則第8条第1項の規定に基づく副登録記録の調製、同条第2項の規定に基づく副登録記録による登録事務の処理に関する事項	
71	登録令施行規則第9条の規定に基づく申請書及びその添付書面その他の登録簿の附属書類の保存に関する事項	
72	登録令施行規則第11条の規定に基づく受付帳の調製及び第12条から第14条までの規定に基づくつづり込みに関する事項	
73	登録令施行規則第12条の規定に基づき事件を処理するための書類の作成に関する事項	
74	登録令施行規則第15条第2項の規定に基づく登録簿の附属書類の送付に関する事項	
75	登録令施行規則第21条第1項の規定に基づく決定書の作成及び申請人等に対する交付に関する事項	
76	登録令施行規則第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく添付書面等の還付に関する事項	
77	登録令施行規則第29条第1項の規定に基づく受領証の交付に関する事項	
78	登録令施行規則第31条の規定に基づく調査に関する事項	
79	登録令施行規則第33条の規定に基づく調書の作成に関する事項	
80	登録令施行規則第44条の規定に基づく行政区画若しくは字又はこれらの名称の変更(第40条において準用する場合を含む。)に関する事項	
81	登録令施行規則第45条第1項の規定に基づく登録記録の閉鎖に関する事項	
82	登録令施行規則第49条、第51条第1項及び第2項並びに第63条の規定に基づく登録の抹消に関する事項	
83	登録令施行規則第54条の規定に基づく登録に関する事項	
84	登録令施行規則第57条第4項の規定に基づく極度額の減額による根抵当権の変更の登録に関する事項	
85	登録令施行規則第58条第1項、第60条第3項及び第61条第1項の規定に基づく共同担保目録の作成に関する事項	
86	登録令施行規則第65条第1項の規定に基づく信託目録の作成に関する事項	
87	登録令施行規則第67条第1項の規定に基づく余白の設定(同条第3項の規定に基づき保全仮登録について準用する場合を含む。)&及び同条第2項の規定に基づく当該仮登録の順位番号と同一の順位番号を用いた本登録(同条第3項の規定に基づき保全仮登録について準用する場合を含む。)に関する事項	
88	登録令施行規則第69条第1項、第70条第1項及び第71条第2項の規定に基づく通知に関する事項	
89	登録令施行規則第80条第2項の規定に基づく証票の指定に関する事項	
90	中防無線に関する電波法の規定に基づく申請、提出、申出等に関する事項	
91	原災法第13条の2第2項の規定に基づく意見の聴取の回答に関する事項(軽易なものに限る。)	
92	原災法第31条の規定に基づく報告の徴収に関する事項(軽易なものに限る。)	
93	原災法第32条第1項の規定に基づく立入検査に関する事項(軽易なものに限る。)	
94	原災法第32条第2項の規定に基づく立入検査身分証明書の交付に関する事項	
95	原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第4条第4項の規定に基づく申請に関する事項	

別表第15(公文書監察室関係)

専	決	権	者	番	号	専	決	事	項	合	議	者
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	公文書管理法第9条第3項及び第4項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査の実施について重要と認められる事項	
	2	公文書管理法第31条の規定による勧告(同法第9条第3項及び第4項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査の結果に基づいて行うものに限る。)及びその結果とられた措置に係る報告徴収に関する事項	
公文書監察室長	3	公文書管理法第9条第3項及び第4項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査の実施に関する事項(第1号に規定する事項を除く。)	

別表第16(遺棄化学兵器処理担当室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
遺棄化学兵器 処理担当室長	1	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第4条第1項、第7条第1項及び第10条第1項の規定に基づく許可申請並びに第13条の規定に基づく承認申請に関する事項	
	2	外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第1項及び第2項の規定に基づく許可申請並びに同条第3項及び第52条の規定に基づく承認申請に関する事項	
	3	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項及び第24条第1項の規定に基づく許可申請に関する事項	
	4	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第3条第1項の規定に基づく許可申請に関する事項	
	5	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第8条の規定に基づく承認申請に関する事項	
	6	前各号に準ずる事項	

別表第17(日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
日本医療研究 開発機構・医 療情報基盤担 当室長	1	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号)第11条第1項、第12条、第13条及び第19条の規定に基づく指定に関する事項	会計課長
	2	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第23条第1項及び第24条の規定に基づく決定に関する事項	総務課長
	3	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下この表において「法」という。)第8条第1項に基づく認定、第9条第1項に基づく変更の認定(第29条において準用する場合を含む。)、第10条第4項から第6項までに基づく認可(第29条において準用する場合を含む。)、第15条第1項又は第16条第1項に基づく認定の取消し(第29条において準用する場合を含む。)及び第28条に基づく認定に関する事項	
	4	法第8条第5項、第9条第3項、第10条第7項及び第10項、第11条第3項、第12条第3項、第15条第4項並びに第16条第2項に基づく公示(第29条において準用する場合を含む。)に関する事項	総務課長
	5	法第36条に基づく指導及び助言並びに第37条第1項から第5項までに基づく是正命令又は是正請求に関する事項	
参事官	6	法第35条第1項に基づく報告の徴収及び立入検査並びに同条第2項に基づく立入検査身分証の交付に関する事項	
	7	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則(平成30年内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省令第1号)第7条に基づく通知及び交付(第26条において準用する場合を含む。)並びに第14条に基づく通知(第26条において準用する場合を含む。)に関する事項	

別表第18(賞勲局関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
賞勲局長	1	春秋外国人叙勲の受章者の予定数についての外務大臣に対する意見照会及び決定に関する事項	
	2	春秋叙勲大綬章等勲章親授式、重光章等勲章伝達式及び文化勲章親授式の日時決定についての宮内庁長官に対する照会に関する事項	
	3	春秋叙勲大綬章等勲章親授式、重光章等勲章伝達式及び文化勲章親授式の案内状に関する事項	
	4	春秋叙勲及び文化勲章等の受章者についての宮内庁長官に対する拝謁依頼に関する事項	
	5	前各号に準ずる事項	

別表第19(沖縄振興局関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
沖縄振興局長	1	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第106条第1項、第107条第1項及び第108条第1項に基づく協議に関する事項	政策統括官
	2	沖縄振興特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第36条第1項に基づく指定に関する事項	

	3	内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令(昭和47年政令第183号)第1条第1項第19号に基づく協議及び決定に関する事項	政策統括官、会計課長
	4	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成21年法律第76号)第9条第1項の規定に基づく認可に関する事項	会計課長
	5	沖縄科学技術大学院大学学園法第10条及び第11条の規定に基づく認可に関する事項	会計課長
	6	沖縄科学技術大学院大学学園法第14条第1項の規定に基づく報告徴収及び立入検査に関する事項	総務課長、会計課長
	7	沖縄科学技術大学院大学学園法第15条第1項の規定に基づく違法行為等の是正に関する事項	総務課長
	8	沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則(平成23年内閣府令第59号)第4条の規定に基づく重要な財産の指定に関する事項	会計課長
	9	沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則第7条の規定に基づく償却資産の指定に関する事項	会計課長
	10	沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号。以下「公庫法」という。)の規定に基づく認可、決定、指定並びに報告の徴収及び検査に関する事項(次号に掲げるものを除く。)	
	11	公庫法第23条の規定に基づく認可及び第4条第2項の規定に基づく出資に関する事項	会計課長
	12	沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号)の規定に基づく指定、決定及び承認に関する事項	
	13	沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和47年総理府・大蔵省令第1号)の規定に基づく承認、指定及び決定に関する事項	
	14	沖縄振興開発金融公庫業務方法書(昭和47年5月15日内閣総理大臣認可)中の承認事項及び認可に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	15	産業労働者住宅資金通法(昭和28年法律第63号)第2条第4号の規定に基づく決定及び第10条第1項の規定に基づく認可に関する事項	
	16	前各号に準ずる事項	
参事官	17	沖縄振興開発金融公庫業務方法書(昭和47年5月15日内閣総理大臣認可)中の承認事項及び認可に関する事項(貸付金利に関する事項に限る。)	

別表第20(経済社会総合研究所関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
事務次官	1	統計法(平成19年法律第53号)第6条第1項の規定に基づく国民経済計算の作成基準の作成及び同条第3項の規定に基づく公示に関する事項	企画調整課長

別表第21(地方創生推進事務局関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中活法」という。)第9条第10項の規定に基づく認定、第11条第1項に基づく変更の認定(第9条第2項第1号及び第9号に規定する事項に係るものに限る。)及び第13条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	
	2	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「構造改革特区法」という。)第4条第9項の規定に基づく認定、第6条第1項の規定に基づく変更の認定及び第9条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	
	3	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項の規定に基づく認定、第7条第1項の規定に基づく変更の認定(第26号に掲げるものを除く。)及び第10条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	※1
	4	総合特別区域法(平成23年法律第81号。以下「総合特区法」という。)第8条第1項の規定に基づく指定、同条第9項及び第10項の規定に基づく指定の解除又は変更、第9条第1項及び第6項の規定に基づく方針の策定及び変更、第12条第10項の規定に基づく認定、第14条第1項の規定に基づく認定の変更並びに第17条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	※2
	5	総合特区法第31条第1項の規定に基づく指定、同条第9項及び第10項の規定に基づく指定の解除又は変更、第32条第1項及び第6項の規定に基づく方針の策定及び変更、第35条第10項の規定に基づく認定、第37条第1項の規定に基づく認定の変更並びに第40条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	※3
	6	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「国家戦略特区法」という。)第6条第1項及び第5項の規定に基づく方針の策定及び変更に関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	7	国家戦略特区法第8条第7項の規定に基づく認定、第9条第1項の規定に基づく変更の認定及び第11条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項(他の専決事項欄に掲げるものを除く。)	
	8	国家戦略特区法第16条の4第3項及び第6項の規定に基づく指針の作成及び変更に関する事項	
	9	国家戦略特区法第16条の5第3項及び第4項の規定に基づく指針の作成及び変更に関する事項	

	10	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号。以下「地方大学・産業創生法」という。)第4条第1項及び第5項の規定に基づく基本指針の策定及び変更に関する事項	
	11	地方大学・産業創生法第5条第6項の規定に基づく認定、第6条の規定に基づく変更の認定及び第9条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	会計課長
	12	前各号に準ずる事項	
事務次官	13	地域再生法施行令(平成17年政令第151号)第8条第1項の規定に基づく交付金の配分計画の作成に関する事項	会計課長
地方創生推進事務局長	14	中活法第11条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項(第1号に掲げるものを除く。)	総務課長
	15	中活法第12条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	16	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第5条の規定に基づく関係地方公共団体の意見聴取に関する事項	
	17	都市再生特別措置法第10条の規定に基づく資料の提出その他の協力依頼に関する事項	
	18	都市再生特別措置法第15条の規定に基づく関係地方公共団体の意見聴取及び関係地方公共団体への送付に関する事項	
	19	都市再生特別措置法第19条の規定に基づく都市再生緊急整備協議会に関する事項	
	20	都市再生特別措置法第19条の2の規定に基づく整備計画に関する事項	
	21	都市再生特別措置法第19条の13の規定に基づく都市再生安全確保計画に関する事項	
	22	構造改革特区法第6条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、規制の特例措置の変更及び追加を伴わない特区計画の変更の認定に関する事項	総務課長
	23	構造改革特区法第7条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	24	構造改革特区法第8条第1項の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長
	25	構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)に規定する規制の特例措置の評価時期決定に関する事項	
	26	地域再生法第7条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、特別の措置の変更及び追加を伴わない地域再生計画の変更又は同法第13条に規定する交付金を充てて行う事業について、同法第5条第4項第2号に掲げる事項を新たに記載する地域再生計画の変更の認定に関する事項	総務課長
	27	地域再生法第8条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	28	地域再生法第9条の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長
	29	地域再生法第14条第1項の規定に基づく指定及び同条第7項の規定に基づく指定の取消しに関する事項	会計課長
	30	地域再生法第14条第1項の規定に基づく利子補給契約の締結に関する事項	会計課長
	31	地域再生法第14条第5項の規定に基づく地域再生支援利子補給金の支給に関する事項	会計課長
	32	地域再生法第15条第1項の規定に基づく指定及び同条第2項において準用する同法第14条第7項の規定に基づく指定の取消しに関する事項	会計課長
	33	地域再生法第15条第1項の規定に基づく利子補給契約の締結に関する事項	会計課長
	34	地域再生法第15条第2項において準用する同法第14条第5項の規定に基づく特定地域再生支援利子補給金の支給に関する事項	会計課長
	35	地域再生法施行令第8条第2項の規定に基づく協議に関する事項	会計課長
	36	地域再生支援利子補給金の交付要綱に基づく事業者等の推薦に関する事項	
	37	総合特区法第9条第6項の規定に基づく方針の変更に関する事項のうち、産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題の変更及び追加を伴わない国際競争力強化方針の変更に関する事項	
	38	総合特区法第11条第1項の規定に基づく協議会の組織に関する事項	
	39	総合特区法第14条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、規制の特例措置その他の特別の措置の変更及び追加を伴わない国際戦略総合特別区域計画の変更の認定に関する事項	総務課長
	40	総合特区法第15条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	41	総合特区法第16条第1項の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長
	42	総合特区法第28条第1項及び第7項の規定に基づく指定及び指定の取消しに関する事項	会計課長
	43	総合特区法第28条第1項の規定に基づく利子補給契約の締結に関する事項	会計課長
	44	総合特区法第28条第5項の規定に基づく国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関する事項	会計課長
	45	総合特区法第32条第6項の規定に基づく方針の変更に関する事項のうち、地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題の変更及び追加を伴わない地域活性化方針の変更に関する事項	
	46	総合特区法第34条第1項の規定に基づく協議会の組織に関する事項	
	47	総合特区法第37条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、規制の特例措置その他の特別の措置の変更及び追加を伴わない地域活性化総合特別区域計画の変更の認定に関する事項	総務課長
	48	総合特区法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
	49	総合特区法第39条第1項の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長

50	総合特区法第56条第1項及び第7項の規定に基づく指定及び指定の取消しに関する事項	会計課長
51	総合特区法第56条第1項の規定に基づく利子補給契約の締結に関する事項	会計課長
52	総合特区法第56条第5項の規定に基づく地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関する事項	会計課長
53	国際戦略総合特区支援利子補給金の交付要綱又は地域活性化総合特区支援利子補給金の交付要綱に基づく事業者等の推薦に関する事項	
54	国家戦略特区法第6条第5項の規定に基づく方針の変更に係る事項のうち、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標並びにその達成のために取り組むべき政策課題の変更及び追加を伴わない方針の変更に係る事項	
55	国家戦略特区法第7条第1項の規定に基づく会議の組織に関する事項	
56	国家戦略特区法第9条第1項の規定に基づく変更の認定に関する事項のうち、規制の特例措置の変更及び追加を伴わない区域計画の変更の認定に関する事項	
57	国家戦略特区法第28条第1項及び第7項の規定に基づく指定及び指定の取消しに関する事項	会計課長
58	国家戦略特区法第28条第1項の規定に基づく利子補給契約の締結及び同条第5項の規定に基づく国家戦略特区支援利子補給金の支給に関する事項	会計課長
59	国家戦略特別区域法施行規則(平成26年内閣府令第20号)第8条第1項第5号の規定に基づき認定区域計画の実施に支障がないと認めることに関する事項	
60	地方大学・産業創生法第7条第1項の規定に基づく報告の徴収に関する事項	
61	地方大学・産業創生法第8条第1項の規定に基づく措置の要求に関する事項	総務課長
62	前各号に準ずる事項	

※1 第3号のうち、地域再生法第5条第4項第1号、第3号及び第4号イに掲げる事業に関するものについては、会計課長に合議する。
 ※2 第4号のうち、総合特区法第2条第2項第3号に掲げる事業に関するものについては、会計課長に合議する。
 ※3 第5号のうち、総合特区法第2条第3項第3号に掲げる事業に関するものについては、会計課長に合議する。

別表第22(宇宙開発戦略推進事務局関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣 宇宙開発戦略 推進事務局長	1	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成28年法律第77号。以下「衛星リモセン法」という。)第19条第1項の規定に基づく禁止の命令及び同条第3項の規定に基づく請求に関する事項	
	2	電波法(昭和25年法律第131号)第6条の規定に基づく、人工衛星等(内閣府設置法第4条第3項第7号の7に規定するもの)の無線局についての免許の申請及び第13条の規定に基づく再免許の申請に関する事項	
	3	衛星リモセン法第4条第1項の規定に基づく使用の許可、第7条第1項の規定に基づく変更の許可、第13条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく認可並びに第17条第1項の規定に基づく許可の取消し及び使用の停止の命令に関する事項	
	4	衛星リモセン法第21条第1項の規定に基づく認定、第22条第1項の規定に基づく変更の認定、第25条第1項及び第26条第1項の規定に基づく認定の取消し及び効力の停止並びに第25条第3項の規定に基づく返還(第26条第2項において準用する場合を含む。)に関する事項	
	5	衛星リモセン法第28条の規定に基づく指導、助言及び勧告並びに第29条の規定に基づく是正命令及び是正請求に関する事項	
	6	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成28年法律第76号。以下「宇宙活動法」という。)第4条第1項の規定に基づく人工衛星等の打上げの許可、第7条第1項の規定に基づく変更の許可、第10条第1項から第3項までの規定に基づく認可及び第12条の規定に基づく許可の取消しに関する事項	
	7	宇宙活動法第9条第2項の規定に基づく損害賠償担保措置の承認に関する事項	
	8	宇宙活動法第13条第1項及び第16条第1項の規定に基づく認定、第14条第1項及び第17条第1項の規定に基づく変更の認定並びに第15条第1項及び第18条第1項の規定に基づく認定の取消しに関する事項	
	9	宇宙活動法第20条第1項の規定に基づく人工衛星の管理の許可、第23条第1項の規定に基づく変更の許可、第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく認可並びに第30条第1項の規定に基づく許可の取消しに関する事項	
	10	宇宙活動法第32条の規定に基づく指導、助言及び勧告並びに第33条第1項から第3項までの規定に基づく是正命令及び是正請求に関する事項	
	11	宇宙活動法第40条第1項及び第2項の規定に基づくロケット落下等損害賠償補償契約の締結、第46条の規定に基づく返還の請求、第48条第1項の規定に基づく委託並びに第51条の規定に基づく取戻しの承認に関する事項	
参事官	12	人工衛星等(内閣府設置法第4条第3項第7号の7に規定するもの)に関する電波法の規定に基づく届出等に関する事項	
	13	衛星リモセン法第10条第2項及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則(平成29年内閣府令第41号。以下「衛星リモセン法施行規則」という。)第31条の規定に基づく通知に関する事項	

	14	衛星リモセン法第21条第4項の規定に基づく通知及び交付並びに第21条第5項の規定に基づく再交付に関する事項	
	15	衛星リモセン法第27条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事項	
	16	衛星リモセン法施行規則第8条の規定に基づく通知及び交付並びに第19条の規定に基づく返納の請求に関する事項	
	17	宇宙活動法第31条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事項	
	18	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則(平成29年内閣府令第50号)第5条第4項、第9条第2項、第9条の2第4項、第9条の3第2項、第10条第5項、第12条、第13条第4項、第14条第2項、第16条第4項、第17条第2項、第18条、第20条第4項、第25条第2項、第27条第5項及び第31条の規定に基づく通知及び交付並びに返納の請求に関する事項	

別表第23(北方対策本部関係)

専決権者	番号	専 決 事 項	合 議 者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣 事務次官	1	独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成14年法律第132号)第15条第1項及び第2項の規定に基づく特に必要がある場合の主務大臣の要求に関する事項	
	2	独立行政法人北方領土問題対策協会法第14条第1項の規定に基づく長期借入金の認可及び同条第2項の規定に基づく償還計画の認可に関する事項	会計課長
	3	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号)第6条第1項の規定に基づく立入検査に関する事項	会計課長
	4	前各号に準ずる事項	
北方対策本部 審議官	5	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第12号)第10条第1項の規定に基づく償却資産の指定に関する事項	会計課長
	6	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第11条の規定に基づく譲渡取引の指定に関する事項	会計課長
	7	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第12条の規定に基づく除去費用等の指定に関する事項	会計課長
	8	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第20条の規定に基づく重要な財産の指定に関する事項	会計課長
	9	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第23条第1項の規定に基づく内部組織の決定に関する事項	総務課長
	10	独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第24条の規定に基づく管理又は監督の地位の決定に関する事項	総務課長
	11	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律施行規則(昭和36年総理府・農林省令第1号)第4条第4号の規定に基づく承認に関する事項	会計課長
	12	前各号に準ずる事項	

別表第24(子ども・子育て本部関係)

専決権者	番号	専 決 事 項	合 議 者
事務次官	1	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。)第21条の規定に基づく、緊急時における幼保連携型認定子ども園の事業の停止の命令に関する事項	
統括官	2	認定子ども園法第19条第1項の規定に基づく、緊急時における幼保連携型認定子ども園の設置者若しくは園長に対する報告徴収及び立入検査に関する事項	総務課長、会計課長
	3	認定子ども園法第20条の規定に基づく、緊急時における幼保連携型認定子ども園の設置者に対する改善等の措置命令に関する事項	総務課長(軽易な案件を除く)
	4	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第56条の規定に基づく、報告の徴収及び立入検査等に関する事項	
	5	支援法第57条の規定に基づく、勧告、命令等に関する事項	
	6	大学等における修学の支援(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第3条に規定するものをいう。)に関する関係行政機関の経費の配分計画の決定に関する事項	会計課長
	7	前各号に準ずる事項	
参事官	8	支援法第15条の規定に基づく、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容についての調査等に関する事項	
	9	支援法第37条第3項の規定に基づく、都道府県知事相互間の連絡調整又特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助に関する事項	
	10	支援法第49条第3項の規定に基づく、道府県知事相互間の連絡調整又は特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助に関する事項	
	11	前各号に準ずる事項	

別表第25(総合海洋政策推進事務局関係)

専決権者	番号	専決事項	合議者
内閣官房長官 又は 特命担当大臣	1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号。以下この表において「有人国境離島法」という。)第4条第1項及び第6項に基づく決定に関する事項	
	2	有人国境離島法第10条第8項及び第10項の規定に基づく変更の求めに関する事項	
総合海洋政策 推進事務局長	3	有人国境離島法第10条第7項の規定に基づく都道府県計画の内容の通知に関する	
	4	有人国境離島法第10条第9項及び第10項の規定に基づく同条第8項の規定による措置を執る必要がない旨の通知に関する事項	総務課長
	5	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱に基づく金融機関の指定及び指定の取消しに関する事項	会計課長